

会社名	株式会社 職訓			事業内容： 職業訓練の実施事務とコンサルタント 職業相談事業 貸館事業 職業紹介事業		
代表者	代表取締役 職訓タロウ					
所在地	〒860-0072 熊本市花園7丁目19番10号			設立：	資本金：	従業員数：
				昭和53年12月31日	1,000万円	10人
				HPアドレス： <a href="http://www.kumamoto-vtc.ac.jp/">http://www.kumamoto-vtc.ac.jp/</a>		

## ・募集要項

職種・採用人数：						
①	事務職	1	人	②	指導員	1
						人
職務内容・必要な資格・求める人材など： ①は一般事務や庶務全般。経験者、簿記資格所有者（予定者）、Word・Excelができる方優遇。 ②実務経験不問。但し、指導員免許を持っている方については、別途手当が付きます。						
※原則として年齢制限を設けることはできません。（例外的に制限を設ける必要があるときは例外とする理由を記載して下さい）						
給与：①日給 6,000円 1年間の有期雇用（契約社員） ②日給月給 150,000円 定年60歳（正社員）			賞与：①（ ）・無 昇給：①（ ）・無 その他：（ ）			
勤務時間： 8時 30分～ 17時 00分 交替（ ） フレックス 残業：有 無			交通費：①・無 月 5,000円まで支給 通勤：マイカー通勤：①・不可			
雇用形態：①正社員 ②契約社員・パート・その他			休憩時間：12時 00分～ 13時 00分（ 60分）			
雇用期間① 派遣契約のときは契約期間を記載 ② 定めなし 定め有り 20年 4月 1日～ 21年 3月 31日			休日・休暇：週休 2日（月・火・水・木・金・土・日） その他（ ）			
※雇用期間の更新 有 無			加入保険等：健康 厚生 雇用 労災 財形 厚生年金基金 退職金制度：有 無			
勤務地：	①上記所在地と同じ		②八代市花園1-1		③	
採用担当者からのコメント ヤル気のある方を待っています。②については、長期勤続キャリア形成の観点（実務経験不要）から新規学卒者と同枠での募集となるため、35歳程度まで方の採用を予定しています。						

## ・応募、選考

連絡先：〒860-0072 熊本市花園〇丁目〇番△号 採用担当者まで 電話番号（096）000-0000						
担当者：部署 人事課 氏名 職訓タロウ			提出書類：履歴書 健康診断書 成績証明書 卒業見込証明書 その他（ ）			
選考方法：書類選考 面接 筆記試験 一般教養 ）。その他（ ）						
応募締切日：随時 平成 20年 9月 5日			選考予定日：随時 平成 20年 9月 20日			
応募方法：電話連絡 書類送付 インターネット エントリーシート有り ）。その他（ ）						

## ※センター記入欄

--

# 自己申告書

平成 年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 株式会社 花園企画  
事業所所在地 熊本県熊本市西区花園〇丁目〇-〇  
代表者名 代表取締役 職訓 太郎



対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

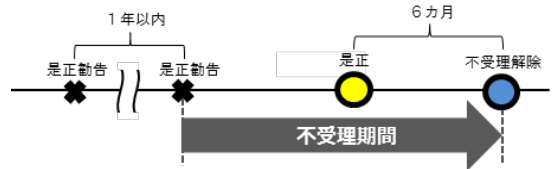
## チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。  
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

### 1. 労働基準法及び最低賃金法関係

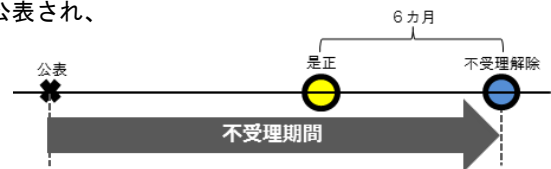
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署からは是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



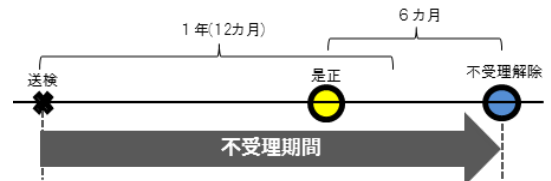
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

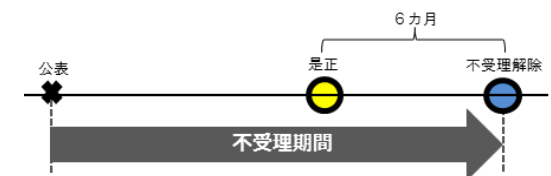
- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 送検後1年(12カ月)が経過していない。  
 c 是正してから6カ月が経過していない。



### 2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

### 3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、  
①労働基準監督署による是正勧告、  
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。